

上告結果に対する市長コメント

令和5年2月9日、最高裁判所第一小法廷で退職手当支給制限処分取消請求事件の決定がありました。

結果は、上告が棄却され第一審（長野地方裁判所）及び第二審（東京高等裁判所）と同様に小諸市の敗訴となりました。

本市としましては、社会全体で飲酒運転の根絶に取り組んでいるなかで、酒気帯び運転の上、自転車と接触事故を起こして逮捕されるという、公務員としてあるまじき行為は非常に悪質であり、もし、退職手当の全部を支給しないこととした小諸市の処分が取り消されることがあれば、飲酒運転の根絶に向けた道が遠のくばかりか、今後、同様の事件の判決に大きな影響を与えることは必至であるとの考えにより、東京高等裁判所への控訴及び、最高裁判所への上告をして取り組んでまいりました。

本件の上告審においても、5名の裁判官のうち1名の裁判官は、上告審として受理しないことに反対意見を示していただきました。これは、飲酒運転をした公務員の退職手当の全額支給制限に否定的な傾向にあった従来の司法のあり方に変化の兆しが見られ、また、飲酒運転の根絶に向けた本市の主張に、司法が多少なりとも理解を示したものと受け止めております。

今回の結果は大変残念ではありますが、小諸市としては、引き続き飲酒運転の根絶に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

令和5年2月17日

小諸市長 小 泉 俊 博